

## みずほ銀行の中間財務諸表(単体)

## ■みずほ銀行の中間財務諸表(単体)

当行は、中間貸借対照表、中間損益計算書について証券取引法第193条の2の規定に基づき監査法人の監査証明を受けています。

## 中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成14年度中間期 (平成14年9月30日現在)	平成14年度 (平成15年3月31日現在)	平成15年度中間期 (平成15年9月30日現在)
<b>(資産の部)</b>			
現金預け金	4,488,854	5,767,724	5,020,929
コールローン	6,600,000	7,000,000	3,700,000
債券貸借取引支払保証金	1,410,483	3,434,253	3,583,311
買入手形	1,221,100	—	56,500
買入金銭債権	1,095,703	631,480	327,305
特定取引資産	1,214,842	1,261,417	739,108
金銭の信託	687	—	—
有価証券	9,707,755	8,535,213	12,675,028
貸出金	40,127,023	37,885,417	37,679,902
外国為替	150,446	156,348	141,014
その他資産	1,534,946	1,448,203	1,771,264
動産不動産	1,253,908	1,200,354	1,168,521
債券繰延資産	1,964	1,002	728
繰延税金資産	848,047	913,837	800,192
支払承諾見返	2,238,284	2,082,156	1,965,289
貸倒引当金	△662,787	△829,621	△548,617
投資損失引当金	△70	△182,013	△191,597
資産の部合計	71,231,187	69,305,777	68,888,882
<b>(負債の部)</b>			
預金	51,307,009	49,007,196	49,607,477
譲渡性預金	2,361,240	3,157,970	3,652,900
債券	5,066,208	3,918,740	3,348,746
コールマネー	1,524,400	1,217,900	1,227,300
売現先勘定	999	42,967	123,884
債券貸借取引受入担保金	491,313	953,358	3,072,058
売渡手形	1,708,800	2,523,800	623,100
特定取引負債	1,105,569	1,101,390	632,562
借入金	1,687,457	1,495,032	1,470,442
外国為替	15,723	10,712	18,995
その他負債	1,284,963	1,860,847	1,276,314
賞与引当金	10,940	8,072	7,555
債権売却損失引当金	46,733	24,936	5,829
特定債務者支援引当金	32,400	22,840	18,300
特別法上の引当金	2	2	2
再評価に係る繰延税金負債	194,274	189,371	186,258
支払承諾	2,238,284	2,082,156	1,965,289
負債の部合計	69,076,321	67,617,297	67,237,016
<b>(資本の部)</b>			
資本金	470,000	650,000	650,000
資本剰余金	933,941	981,668	762,345
資本準備金	933,941	981,668	762,345
利益剰余金	478,974	△219,322	97,800
利益準備金	135,749	135,749	—
任意積立金	279,190	205,115	—
中間未処分利益(△は当期末処理損失)	64,034	△560,187	97,800
土地再評価差額金	309,418	277,061	272,618
その他有価証券評価差額金	△37,468	△927	△130,899
資本の部合計	2,154,865	1,688,479	1,651,865
負債及び資本の部合計	71,231,187	69,305,777	68,888,882

## みずほ銀行の中間財務諸表(単体)

## 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成14年度中間期	平成14年度	平成15年度中間期
	(平成14年4月1日から 平成14年9月30日まで)	(平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで)	(平成15年4月1日から 平成15年9月30日まで)
<b>経常収益</b>	<b>640,702</b>	<b>1,249,183</b>	<b>701,828</b>
資金運用収益	412,248	793,797	371,499
(うち貸出金利息)	(350,320)	(686,102)	(316,049)
(うち有価証券利息配当金)	(44,245)	(71,355)	(40,529)
役務取引等収益	89,608	184,973	102,630
特定取引収益	17,959	41,291	28,332
その他業務収益	75,215	166,381	110,728
その他経常収益	45,669	62,739	88,638
<b>経常費用</b>	<b>594,102</b>	<b>1,871,428</b>	<b>529,242</b>
資金調達費用	50,044	98,556	41,066
(うち預金利息)	(21,100)	(37,134)	(12,355)
(うち債券利息)	(6,428)	(11,532)	(4,227)
(うち債券発行差金償却)	(1,955)	(3,146)	(535)
役務取引等費用	27,820	53,144	29,685
特定取引費用	—	60	353
その他業務費用	14,205	29,268	35,973
営業経費	324,669	635,314	316,353
その他経常費用	177,363	1,055,084	105,811
<b>経常利益(△は経常損失)</b>	<b>46,599</b>	<b>△622,244</b>	<b>172,585</b>
<b>特別利益</b>	<b>355</b>	<b>650</b>	<b>62,423</b>
<b>特別損失</b>	<b>12,349</b>	<b>92,680</b>	<b>30,878</b>
<b>税引前中間純利益(△は税引前当期純損失)</b>	<b>34,605</b>	<b>△714,273</b>	<b>204,131</b>
法人税、住民税及び事業税	257	938	241
法人税等調整額	16,593	△86,656	110,578
<b>中間純利益(△は当期純損失)</b>	<b>17,754</b>	<b>△628,556</b>	<b>93,311</b>
前期繰越損失	337,754	337,754	—
会社分割による未処分利益の増加額	382,712	382,712	—
土地再評価差額金取崩額	1,322	23,411	4,489
<b>中間未処分利益(△は当期末処理損失)</b>	<b>64,034</b>	<b>△560,187</b>	<b>97,800</b>

## ○中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項(平成15年度中間期)

- 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準  
金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。  
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。  
また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当中間会計期間末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。  
また、満期保有目的の債券はありません。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法  
(1) 動産不動産  
動産については定率法を採用し、建物及びその他の資産については定額法を採用しており、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物：3年～50年  
動 産：2年～20年  
(2) ソフトウェア  
自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
- 繰延資産の処理方法  
債券繰延資産は、次のとおり償却しております。  
(1) 債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。  
(2) 債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法施行規則の規定する最長期間(3年)内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。
- 引当金の計上基準  
(1) 貸倒引当金  
予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務

者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

なお、破綻懸念先及び注記事項(貸借対照表関係)5.の貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当金として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は306,374百万円です。

#### (2) 投資損失引当金

投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

#### (3) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

##### 数理計算上の差異

各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10~12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異については、5年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

##### (追加情報)

当行は、確定給付企業年金法の施行に基づき、厚生年金基金の代行部分について、平成15年9月25日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。これに伴い、当行は、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措

置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。

本処理に伴う当中間会計期間における損益に与えている影響額は、特別利益として28,761百万円計上しております。

また、当中間会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は、127,467百万円です。

#### (5) 債権売却損失引当金

(株)共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

#### (6) 特定債務者支援引当金

再建支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

#### (7) 金融先物取引責任準備金

金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

#### 7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

##### (会計方針の変更)

外貨建取引等の会計処理につきましては、前事業年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。))による経過措置を適用し、先物外国為替取引等に係る円換算差金は、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「特定取引資産」及び「特定取引負債」中の特定金融派生商品、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「特定取引資産」は1,491百万円減少、「特定取引負債」は9,515百万円増加、「その他資産」は80,802百万円増加、「その他負債」は69,795百万円増加しております。

#### 8. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

#### 9. ヘッジ会計の方法

##### (イ) 金利リスク・ヘッジ

##### (追加情報)

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっております。前事業年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。))に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ

## みずほ銀行の中間財務諸表(単体)

損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。

なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は185,951百万円、繰延ヘッジ利益は146,256百万円であります。

## (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建の他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

## (ハ) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

## 10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## ○注記事項(平成15年度中間期)

## 中間貸借対照表関係

- 子会社の株式総額 762,170百万円  
本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。
- 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に合計77百万円含まれております。  
現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は365,040百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは3,207,758百万円あります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は50,679百万円、延滞債権額は688,463百万円あります。但し、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である(株)整理回収機構への信託実施分は、2,678百万円あります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は34,877百万円あります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は630,426百万円あります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,404,445百万円あります。但し、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である(株)整理回収機構への信託実施分は、2,678百万円あります。  
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報

告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は656,185百万円あります。

## 8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産	5,129百万円
有価証券	4,874,924百万円
貸出金	3,754,345百万円

担保資産に対応する債務

預金	391,600百万円
コールマネー	833,000百万円
売現先勘定	5,129百万円
債券貸借取引受入担保金	2,897,940百万円
売渡手形	623,100百万円
借入金	1,612百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」21百万円及び「有価証券」825,928百万円を差し入れております。

子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。

また、「動産不動産」のうち保証金権利金は98,294百万円、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は1,534百万円あります。

## 9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,724,713百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが18,685,232百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

## 10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延

ヘッジ損失の総額は375,321百万円、繰延ヘッジ利益の総額は238,772百万円であります。

- |  |            |
|--|------------|
| 11. 動産不動産の減価償却累計額  | 646,777百万円 |
| 12. 動産不動産の圧縮記帳額  | 121,913百万円 |
| 13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,409,487百万円が含まれております。 |            |
| 14. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。  |            |
| 金融先物取引責任準備金  | 2百万円       |
| 15. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該  |            |

評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

## 中間損益計算書関係

- |  |           |
|--|-----------|
| 1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。  |           |
| 建物・動産  | 24,528百万円 |
| その他  | 15,296百万円 |
| 2. その他経常収益には、退職給付信託設定益69,770百万円を含んでおります。   |           |
| 3. その他経常費用には、貸出金償却60,512百万円、貸倒引当金繰入額17,217百万円及び投資損失引当金繰入額9,471百万円を含んでおります。                         |           |
| 4. 特別利益には、厚生年金基金代行返上益28,761百万円、東京都外形標準課税訴訟の和解に伴う還付税金及び当中間会計期間末までに対応する還付加算金相当額の合計24,624百万円を含んでおります。 |           |
| 5. 特別損失には、動産不動産処分損21,283百万円及び退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額9,594百万円を含んでおります。                           |           |

## リース取引関係

- |   |           |
|---|-----------|
| 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引                               |           |
| ● リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額                                  |           |
| 取得価額相当額   |           |
| 動産  | 40,856百万円 |
| その他   | 259百万円    |
| 合計  | 41,115百万円 |
| 減価償却累計額相当額  |           |
| 動産  | 24,936百万円 |
| その他   | 222百万円    |
| 合計  | 25,159百万円 |
| 中間会計期間末残高相当額  |           |
| 動産  | 15,919百万円 |
| その他   | 36百万円     |
| 合計  | 15,956百万円 |
| ● 未経過リース料中間会計期間末残高相当額   |           |
| 1年内   | 6,022百万円  |
| 1年超   | 18,892百万円 |
| 合計  | 24,915百万円 |
| ● 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額  |           |
| 支払リース料  | 2,804百万円  |
| 減価償却費相当額  | 2,551百万円  |
| 支払利息相当額   | 190百万円    |
| ● 減価償却費相当額の算定方法   |           |
| リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。 |           |
| ● 利息相当額の算定方法  |           |
| リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。               |           |
| 2. オペレーティング・リース取引   |           |
| ● 未経過リース料   |           |
| 1年内   | 1,769百万円  |
| 1年超   | 6,192百万円  |
| 合計  | 7,962百万円  |

## 有価証券関係

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	(百万円)		
	中間貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	67,098	110,636	43,537
合計	67,098	110,636	43,537

(注)時価は、当中間会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいております。

## 重要な後発事象

該当ありません。